

令和6年11月藤枝市議会
定例月議会議案

令和6年11月25日
藤枝市長

目 次

議案番号	議案名	頁
第 6 5 号 議 案	令和 6 年度藤枝市一般会計補正予算（第 5 号）	別冊
第 6 6 号 議 案	藤枝市子ども基本条例の一部を改正する条例	1
第 6 7 号 議 案	静岡地方税滞納整理機構規約の変更について	2
第 6 8 号 議 案	市有財産（土地）の取得について（新学校給食センター整備用地）	4

藤枝市こども基本条例の一部を改正する条例

藤枝市こども基本条例（令和 6 年藤枝市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条の見出し中「防止」を「解消」に改め、同条中「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に、「防止のための」を「の解消に向けた」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡地方税滞納整理機構規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項本文の規定により、静岡地方税滞納整理機構規約を変更することを関係地方公共団体の協議により定めることについて、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約

静岡地方税滞納整理機構規約（平成20年総行市第1号）の一部を次のように変更する。

第4条第1号中「地方税法（昭和25年法律第226号）」の次に「、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）及び特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成31年法律第4号）」を加え、「地方税に」を「徴収金に」に改める。

附 則

この規約は、令和7年6月1日から施行する。

市有財産（土地）の取得について（新学校給食センター整備用地）

次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 土地の所在 藤枝市緑町二丁目3番22 他
- 2 地 目 田 他
- 3 地 積 10,947.90 m²
- 4 取得の方法 売買契約
- 5 取得価格 320,298,530円
- 6 契約の相手方 (1) [Redacted]
[Redacted]
(2) [Redacted]
[Redacted]
(3) [Redacted]
[Redacted]
(4) [Redacted]
[Redacted]
(5) [Redacted]
[Redacted]
(6) [Redacted]
[Redacted]
(7) [Redacted]
[Redacted]
(8) [Redacted]
[Redacted]
(9) [Redacted]
[Redacted]
(10) [Redacted]
[Redacted]

(1 1) [REDACTED]

[REDACTED]

(1 2) [REDACTED]

[REDACTED]

令和6年11月藤枝市議会定例会月議会 議案提案理由書（第66号議案～第68号議案）

第66号議案

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正に伴い、引用する法律名などについて、所要の改正を行うものであります。

第67号議案

静岡地方税滞納整理機構の処理する事務に係る規定の変更について、地方自治法第291条の3第1項の規定により静岡県及び静岡市ほか34市町と協議するため、同法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

第68号議案

新学校給食センター整備用地として、総地積1万947.9平方メートルの土地を取得するため、土地所有者と売買契約を締結するものであります。